

□ 健全化判断比率および資金不足比率の状況

健全化判断比率等は、地方自治体の財政破たんを未然に防ぐために制定された財政健全化法に基づき算出されるものです。令和4年度決算に基づく「健全化判断比率の4指標」と「2会計の資金不足比率」を公表します。

本市は平成29年度決算において「実質公債費比率」が18.3%となり、平成31年1月に「公債費負担適正化計画（計画期間：平成30年度～令和2年度の3年間）」を策定しました。起債額の抑制、基金の積み立て、税外収入など計画に沿って行ったところ、平成30年度決算で17.7%となり、計画よりも1年早く目標を達成することができました。計画2年目の令和元年度には、実質公債費比率が前年度より1.0%低い16.7%、計画3年目の令和2年度決算においては前年度より1.4%低い15.3%と算定され計画通り比率が低下したことで計画は完了しましたが、その後も改善を続けており、令和4年度決算においては14.3%となりました。しかし、この数値は県内他市との比較でも依然として高い水準にあり、人口減少などによる市税収入の減少が予想されることから、今後も引き続き「公債費負担適正化計画」で定めた方針・方策に沿って指数の改善に取り組んでいきます。

将来負担比率…事業費削減により新たな借入を抑制したため、地方債残高が減少し改善されています。今後も事業の優先順位を見極め、市債発行額の抑制、歳入の確保や徹底した歳出の削減など、公債費負担の適正な管理に努め、市民サービスの継続を図りながら、計画的で効率的な財政運営を行います。

健全化判断比率

(単位：%)

指標名	内容 (標準財政規模に対する割合)	健全化判断比率 (前年度)	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
①実質赤字比率	普通会計の赤字額の大きさ ※赤字額がない場合は、「—」	— (—)	13.87	20.00
②連結実質赤字比率	公営企業会計などを含む赤字額の大きさ ※赤字額がない場合は、「—」	— (—)	18.87	30.00
③実質公債費比率	借金の返済に充てた額の大きさ	14.3 (14.5)	25.0	35.0
④将来負担比率	将来負担すべき借金などの大きさ	85.2 (86.8)	350.0	

※標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源規模を表すもので、標準的な税収入額などと普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計です

※普通会計とは、公営事業会計以外の会計の総称であり、本市では一般会計と大月短期大学特別会計が該当します

資金不足比率

(単位：%)

指標名	内容	簡易水道事業	下水道事業	経営健全化基準
資金不足比率	事業規模（通常の営業で見込まれる1年間の収入額）に対して資金不足額が占める割合 ※資金不足額がない場合は「—」	— (—)	— (—)	20.0